

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	社会医療法人名古屋記念財団 新生会第一病院
所在地	名古屋市天白区高宮町1302
代表者名	理事長 太田圭洋
電話番号	052-808-2100（代表）
事業所名番号	2311602748
提供サービス	1 訪問診療・居宅療養管理指導 2 訪問看護 3 訪問リハビリテーション

2. 事業の目的と運営方針

要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、当事業所の従業者が通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導、訪問看護及び訪問リハビリテーションを行うことにより、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復及び生活機能の維持又は向上を図ることを目的として運営します。

また、事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 事業所の職員体制

職種	人員	提供サービス
医師	3名以上	訪問診療・居宅療養管理指導
看護師	3名以上	訪問看護
理学療法士	2名以上	訪問リハビリテーション

4. 提供日及び提供時間

提供日	月曜日から土曜日（ただし、祝日、12月29日から1月3日を除く）
提供時間	午前9時から午後6時まで 24時間、電話等による連絡・対応ができる体制を整えています

5. 事業の内容

- （1）医師は居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行います。
- （2）看護師は医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、下記の訪問看護サービスの提供を行います。
 - ①病状・障害・全身状態の観察（アセスメント・評価）

- ②ターミナルケア、認知症の看護
 - ③褥瘡の予防・処置、疼痛の管理
 - ④療養生活や介護方法の指導、食事及び排泄等日常生活のケア
 - ⑤カテーテルの交換、ストーマ等の管理
 - ⑥その他、医師の指示による医療処置と指導・援助
 - ⑦清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ⑧医療機器管理・指導・サポート
- (3) 理学療法士は医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供を行います。

6. 通常の事業の実施地域

名古屋市の天白区、瑞穂区、緑区、南区、昭和区、名東区 ※近隣地域は応相談

7. 利用料

- (1) 介護保険法による法定代理受領のサービスを提供した場合、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合（1割・2割・3割）に応じた額を利用料として徴収します。
なお、介護保険の一部負担金につき公費負担がある場合は、その分を減免します。
※別紙「利用料金一覧表（介護保険）」をご参照下さい。
- (2) 健康保険法に基づく訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションを提供した場合、健康保険証に基づく自己負担額を徴収します。
※別紙「診療費用一覧表（医療保険）」をご参照下さい。
- (3) 交通費
介護保険：通常の事業の実施地域を超える場合、その実施地域を超えた地点から1Km当たり33円（税込）の交通費を徴収します。
医療保険：病院から自宅まで1Km当たり33円（税込）の交通費を徴収します。
訪問先において駐車場の準備が不可の場合、民間駐車場代金の実費を徴収します。
- (4) エンゼルケア（死後のご遺体の処置） 11,000円（税込）
- (5) 保険適応外または給付の範囲を超えた場合は全額利用者実費負担となります。
- (6) 支払方法
翌月10日ごろ請求書を送付します。次月、請求書郵送時に領収書を送付します。
お支払いは下記の選択肢があります。
- ①口座振替 （手数料は利用者負担99円（税込）、翌月26日ごろ指定口座より引き落とし）
 - ②銀行振込 （振込手数料は利用者負担）
 - ③窓口支払い（対応時間 日・祝日を除く9：00～17：00）

8. 緊急時等における対応

訪問中に利用者の容態の変化など緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡し、適切な手当てを行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。処置後は主治医及び管理者に報告します。

9. 虐待防止の取り組み

事業所は利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。 担当者：富田直子
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (4) 従事者に対し虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10. 秘密保持と個人情報の保護（別紙）

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。このことは例え当事業所の従業者でなくなった後においても秘密保持すべき旨を、雇用契約の内容に含みます。

但し、ケアプラン作成等のため、利用者の情報を居宅介護支援事業者に提供する必要があります。この情報については、利用者又は家族の了解のもとで、居宅介護支援事業所等に提供します。

11. 相談窓口・苦情対応

利用者又は家族からの相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当院窓口	担当者：事務部 島崎寛之
	電話番号：052 - 808 - 2100 FAX：052 - 808 - 3232
	受付時間：月曜日から土曜日・午前9時から午後6時

※公的機関においても苦情申し出ができます。

愛知県	愛知県国民健康保険団体連合会 苦情係
	電話番号：052 - 971 - 4165 受付時間：月曜日から金曜日・午前9時から午後5時
名古屋市	名古屋市健康福祉局介護保険課指導係
	電話番号：052 - 959 - 3087 受付時間：月曜日から金曜日・午前8時45分から午後5時15分